意見提出者	在日米国商工会議所
	(The American Chamber of Commerce in Japan)

1. 項目	国民 ID の導入と霞が関クラウドの推進
2. 既存の制	個人情報保護法や各省庁のガイドラインに対する業界の萎縮効果と同様の
度・規制等	現象が、クラウドサービスにも起こり、活用が阻害される懸念がある。早
によってI	期に国民 ID を導入し、安心できる体制の確立、国境を越えたデータの流
CT利活用	通を念頭に入れた適切なクラウドサービスの制度的設計が求められる。
が阻害され	
ている事	
例・状況	
3. ICT利	個人情報保護法、外国為替及び外国貿易法、金融商品取引法
活用を阻害	
する制度・	
規制等の根	
拠	
4. ICT利	政府が策定した国民 ID の工程表では 2015 年までの導入を目指すとある
活用を阻害	が、霞が関クラウド等の利活用を推進するためにも前倒しして実施するこ
する制度・	とが望ましい。また、「インターネット・エコノミーに関する日米対話」の
規制等の見	枠組みを活用し日米のクラウド連携について議論が進展することを期待す
直しの方向	る。
性について	
の提案	